

内閣参質二〇一第一六七号

令和二年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出安倍總理後援会からの桜を見る会への推薦者の招待者としての取りまとめの実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出安倍総理後援会からの桜を見る会への推薦者の招待者としての取りまとめの実態に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

「桜を見る会」については、その開催要領を踏まえ、各界において功績、功労のあつた方々などを幅広く招待することとし、招待者については、内閣官房及び内閣府において、氏名や役職等の情報を基に最終的に取りまとめてきたところ、当該取りまとめを行うに当たつては、推薦元がどこであるかに関わりなく、内閣官房及び内閣府において必要な確認を行つていたものである。

また、お尋ねの「招待者としないことに決定すること」、「招待者としないことに決定した場合」とび「当該確認の結果の根拠」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、記録が残つておらず詳細は不明であるが、内閣官房による確認の結果、「桜を見る会」の招待者として安倍晋三衆議院議員事務所から推薦された者の中には、同会に招待されなかつた者があつた。

さらに、招待者は内閣官房及び内閣府において取りまとめるものであるため、内閣官房及び内閣府から推薦元に対し、推薦があつた者が招待されないこととなつた旨の連絡は行つていない。

当該取りまとめに関する事項について、右に述べたこと以外は、「桜を見る会」の招待者の具体的な人選等の詳細に関わるため、お答えを差し控えたい。